第5回・第10回・第14回 お墓ディレクター検定資格取得者 各位



**〒**101-0046

東京都千代田区神田多町 2-9 日計ビル TEL:03-3251-7671 FAX:03-3251-7681 お墓ディレクター委員長 小野 純子

## Ⅰ お墓ディレクター資格 更新手続きのご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、「お墓ディレクター資格」の有効期間は5年となっており、今年度の更新対象は第5回検定試験 (2008年2月6日実施)、第10回検定試験 (2013年1月23日実施)、第14回検定試験 (2018年1月24日実施) において資格を取得された (認定番号が07-12-17-で始まる) 方となります。 つきましては下記のとおりご案内いたしますので、お手続きの程お願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 更新申請書を確認、変更箇所は訂正記入し、提出することで更新完了といたします。
- 2. 期日(2023年3月31日 金曜日 消印)までに提出されない場合は、更新の意思がないものと判断し、資格失効となりますので、くれぐれもご注意ください。

※1級·2級共通事項

- «送付内容»
- ①本書ご案内
- ②更新手続き方法
- ③更新申請書(カラー紙・現在の登録内容が印字されています)
- ④更新料専用払込票
- ⑤返送用ラベル A4 (適宜ご利用ください)
- ※ 更新されない場合は**資格失効**となり、「お墓ディレクター」と称することは出来ません(お墓ディレクター資格取得者データからも削除いたします)。
- ※ 認定証(IDカード)の発送は2023年4月末を予定しています。(更新者へ一斉発送)
- ※ 万一、失効した資格(認定証)を使用しお墓ディレクターであると称して、墓地・墓石の販売等を行うと、不正競争 防止法・消費者契約法等の法令違反による民事もしくは刑事上の責任を問われることがありますので、ご注意くださ い。また、このようなことが起きた場合には、受検資格の永久剥奪の可能性もあります。